

【第 3 地区】 令和7年度 鶴田町ごみ収集カレンダー (4月～9月)

町内名	桂井、稲川、尾原、田の尻、野木、間山、木筒、鶴寿団地、前中野、後中野、掛元、米元、稲元、共栄				
収集日	燃えるごみ	燃えないごみ	プラスチック類	カン・ビン・ペットボトル	古紙・小型家電
	毎週火曜日・金曜日	毎月第3水曜日	毎月第1・3月曜日	毎月第1・3木曜日	毎月第1水曜日

※ 年末年始は、12月31日から翌年1月3日まで収集しません。 *ごみは収集日の朝8時までに出してください。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		燃えるごみ	古紙・小型家電	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
6	7	8	9	10	11	12
	プラスチック類	燃えるごみ			燃えるごみ	
13	14	15	16	17	18	19
		燃えるごみ	燃えないごみ	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
20	21	22	23	24	25	26
	プラスチック類	燃えるごみ			燃えるごみ	
27	28	29	30			
		燃えるごみ				

※「カン・ビン・ペットボトル」の収集日は、それぞれ分別区分ごとに分けて出してください。

5月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
4	5	6	7	8	9	10
	プラスチック類	燃えるごみ	古紙・小型家電		燃えるごみ	
11	12	13	14	15	16	17
		燃えるごみ		カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
18	19	20	21	22	23	24
	プラスチック類	燃えるごみ	燃えないごみ		燃えるごみ	
25	26	27	28	29	30	31
		燃えるごみ			燃えるごみ	

※町指定のごみ袋には必ず町内名と氏名を記入してください。

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	プラスチック類	燃えるごみ	古紙・小型家電	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
8	9	10	11	12	13	14
		燃えるごみ			燃えるごみ	
15	16	17	18	19	20	21
	プラスチック類	燃えるごみ	燃えないごみ	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
22	23	24	25	26	27	28
		燃えるごみ			燃えるごみ	
29	30					

※ごみを出す場所は、お住まいになっている地区で決められた集積所です。集積所は、利用する皆さんで協力して管理されています。ご自分の集積所以外には出さないください。

7月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		燃えるごみ	古紙・小型家電	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
6	7	8	9	10	11	12
	プラスチック類	燃えるごみ			燃えるごみ	
13	14	15	16	17	18	19
		燃えるごみ	燃えないごみ	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
20	21	22	23	24	25	26
	プラスチック類	燃えるごみ			燃えるごみ	
27	28	29	30	31		
		燃えるごみ				

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					燃えるごみ	
3	4	5	6	7	8	9
	プラスチック類	燃えるごみ	古紙・小型家電	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
10	11	12	13	14	15	16
		燃えるごみ			燃えるごみ	
17	18	19	20	21	22	23
	プラスチック類	燃えるごみ	燃えないごみ	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
24	25	26	27	28	29	30
		燃えるごみ			燃えるごみ	
31						

*ホタテなどの貝殻は燃えるごみへ出してください。
 *汚れを落とすことが難しい食品包装容器（材質がやわらかいプラスチック類）は燃えるごみへ出してください。
 *消火器、産業廃棄物【農薬・廃油・建設資材・農業用使用済プラスチック等】、事業系ごみ【会社・商店・飲食店・病院・農業から排出される物】は量の多少にかかわらず、町では収集しないため収集運搬許可業者へ処理を依頼してください。

9月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	プラスチック類	燃えるごみ	古紙・小型家電	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
7	8	9	10	11	12	13
		燃えるごみ			燃えるごみ	
14	15	16	17	18	19	20
	プラスチック類	燃えるごみ	燃えないごみ	カン・ビン・ペットボトル	燃えるごみ	
21	22	23	24	25	26	27
		燃えるごみ			燃えるごみ	
28	29	30				
		燃えるごみ				

※令和7年10月～令和8年3月は裏面です。

《お問い合わせ先》 鶴田町役場 住民環境課
 環境対策係 TEL.22-2111(内線151・152)

【第 3 地区】 令和7年度 鶴田町ごみ収集カレンダー (10月～3月)

町内名	桂井、稲川、尾原、田の尻、野木、間山、木筒、鶴寿団地、前中野、後中野、掛元、米元、稲元、共栄
-----	--

収集日	燃えるごみ 毎週火曜日・金曜日	燃えないごみ 毎月第3水曜日	プラスチック類 毎月第1・3月曜日	カン・ビン・ペットボトル 毎月第1・3木曜日	古紙・小型家電 毎月第1水曜日
-----	--------------------	-------------------	----------------------	---------------------------	--------------------

※ 年末年始は、12月31日から翌年1月3日まで収集しません。 *ごみは収集日の朝8時までに出してください。

10月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			古紙・ 小型家電	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
5	6	7	8	9	10	11
	プラスチック類	燃える ごみ			燃える ごみ	
12	13	14	15	16	17	18
		燃える ごみ	燃えない ごみ	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
19	20	21	22	23	24	25
	プラスチック類	燃える ごみ			燃える ごみ	
26	27	28	29	30	31	
		燃える ごみ			燃える ごみ	

※「カン・ビン・ペットボトル」の収集日は、それぞれ分別区分ごとに分けて出してください。

11月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	プラスチック類	燃える ごみ	古紙・ 小型家電	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
9	10	11	12	13	14	15
		燃える ごみ			燃える ごみ	
16	17	18	19	20	21	22
	プラスチック類	燃える ごみ	燃えない ごみ	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
23	24	25	26	27	28	29
		燃える ごみ			燃える ごみ	
30						

12月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	プラスチック類	燃える ごみ	古紙・ 小型家電	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
7	8	9	10	11	12	13
		燃える ごみ			燃える ごみ	
14	15	16	17	18	19	20
	プラスチック類	燃える ごみ	燃えない ごみ	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
21	22	23	24	25	26	27
		燃える ごみ			燃える ごみ	
28	29	30	31			
		燃える ごみ	収集は しません			

※ごみを出す場所は、お住まいになっている地区で決められた集積所です。集積所は、利用する皆さんで協力して管理されています。ご自分の集積所以外には出さないでください。

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				収集は しません	収集は しません	収集は しません
4	5	6	7	8	9	10
	プラスチック類	燃える ごみ	古紙・ 小型家電	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
11	12	13	14	15	16	17
		燃える ごみ			燃える ごみ	
18	19	20	21	22	23	24
	プラスチック類	燃える ごみ	燃えない ごみ	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
25	26	27	28	29	30	31
		燃える ごみ			燃える ごみ	

※町指定のごみ袋には必ず町内名と氏名を記入してください。

2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	プラスチック類	燃える ごみ	古紙・ 小型家電	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
8	9	10	11	12	13	14
		燃える ごみ			燃える ごみ	
15	16	17	18	19	20	21
	プラスチック類	燃える ごみ	燃えない ごみ	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
22	23	24	25	26	27	28
		燃える ごみ			燃える ごみ	

3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	プラスチック類	燃える ごみ	古紙・ 小型家電	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
8	9	10	11	12	13	14
		燃える ごみ			燃える ごみ	
15	16	17	18	19	20	21
	プラスチック類	燃える ごみ	燃えない ごみ	カン・ビン ペットボトル	燃える ごみ	
22	23	24	25	26	27	28
		燃える ごみ			燃える ごみ	
29	30	31				
		燃える ごみ				

*ホタテなどの貝殻は燃えるごみへ出してください。
*汚れを落とすことが難しい食品包装容器（材質がやわらかいプラスチック類）は燃えるごみへ出してください。
*消火器、産業廃棄物【農薬・廃油・建設資材・農業用使用済プラスチック等】、事業系ごみ【会社・商店・飲食店・病院・農業から排出される物】は量の多少にかかわらず、町では収集しないため収集運搬許可業者へ処理を依頼してください。

※令和7年4月～令和7年9月は裏面です。

《お問い合わせ先》 鶴田町役場 住民環境課
環境対策係 TEL.22-2111(内線151・152)